

相続税の仕組み理解し、適切な対策を

昨年1月から相続税の基礎控除額が引き下げられ、地価の高い都心部などに不動産を持つていたり、預貯金や株式などの金融資産を多く持つていた人の相続人は課税対象になる可能性が高い。今までは相続税に縁のなかった家族も円満に、スムーズに相続手続きと財産の引き継ぎが進められるよう準備をする必要がある。2016年度の税制改正を含め、様々な相続税の動きを見てみよう。

課税遺産総額を正しく把握 改正による特例も賢く活用

相続税の基礎控除の引き下げが実施されて1年半が経過し、すでに相続税の申告・納付（相続開始から10カ月以内）が始まっている。改正前より課税対象者が増加することは間違いないといわれ、親の相続を控える子も世代によっては深刻な問題だ。亡くなった被相続人（親など）の財産を受け取るのは相続人だけでなく、遺言によって相続人以外の人を受け取る場合もある。その全ての遺産取得者が課税対象者になる。

一方、相続税は受け取った財産全てに課税されるわけではなく、基礎控除額より課税遺産総額が少なければ相続税はかからない。遺産総額は、年以内の贈与や金融資産、不動産などのプラス財産に、死亡保険金や死亡退職金などのみなし相続財産を加えたもの。課税遺産総額はそれから債務（マイナス財産）や葬式費用などを差し引いたものになる。

改正により基礎控除額が引き下げられているものの、法定相続人の数が多くなればなるほど、基礎控除額がアップするので、よく税理士に相談し、正しく計算してもらうことが大切だ。

今年度の税制改正では、2つの特例が創設された。1つは相続によって生じる空き家にかかる譲渡所得について、居住用財産の3000万円特別控除が認められたこと。2つ目は三世同居に対応する特定の増改築・改修工事にかかる費用の一定額を所得税から控除できる特例だ。

ほかに居住用の住宅に関する贈与税の配偶者控除の書類が簡素化された。また結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置に、不妊治療に要する薬局に支払う費用も対象となるなど、様々な改正点があることを知っておきたい。

相続税の速算表

法定相続分に応じた取得価格	税率 (%)	控除額 (万円)
1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50
5,000万円以下	20	200
1億円以下	30	700
2億円以下	40	1,700
3億円以下	45	2,700
6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

三輪厚二税理士事務所 所長 三輪厚二氏



当事務所では昨年施行された相続税改正を受けて、新たに相続税の申告が必要となる人に対して

改正相続税で納税者増加 財産に応じた一律報酬制

昨年1月から相続税の基礎控除額が以前の6割に引き下げられ、これまで相続税なんて関係ないと思っていた人も無関心ではいられなくなりました。特に大阪市内や阪神間、京都市内など、路線価の高いエリアに自宅や不動産を有している人は、「親が亡くなったら、相続税がかかるだろうか。かかるなら、いくらぐらい納税しなければならぬか」と悩まれていることだと思います。

当事務所では昨年施行された相続税改正を受けて、新たに相続税の申告が必要となる人に対して

積み上げ式財産評価報酬 明朗料金のSPシステム

SKT27プランの対象にならない人には、「SPシステム」と

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

相続税申告に画期的な低価格「SKT27プラン」が好評

生前贈与や優遇税制を活用し、賢明な相続税対策を

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただくと考えています。